

令和8年度「びわ湖の日」情報発信事業業務公募型プロポーザル委託仕様書

1 委託業務名 令和8年度「びわ湖の日」情報発信事業業務

2 業務の目的

琵琶湖の多様化する環境課題を解決するためには、県内および下流域を中心とした多くの人々が、琵琶湖をはじめとする環境の保全についての理解と認識を深め、自分にできる環境保全を見つけることが必要となっている。

本業務では、より多くの方に「びわ湖の日」および「びわ活」について知っていただくとともに、「びわ湖の日」をきっかけとして、県内外の若者を中心に、環境のためにできることを考え行動する機会を創出し、琵琶湖の価値を県内外の人々へ広く発信することを目的とする。

「びわ湖の日」とは

県民による石けん運動の盛り上がりなどを背景に昭和55年（1980年）7月1日、滋賀県は全国に先駆けて、琵琶湖の富栄養化の原因となる窒素、リンの排出規制等を定めた「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」（琵琶湖条例）を施行した。

その翌年、琵琶湖条例の施行1周年を記念して、7月1日を「びわ湖の日」とすることに決定した。「滋賀県環境基本条例」において、「びわ湖の日」は、環境保全についての理解と認識を深め、環境保全活動への参加意欲を高める日として定めている。

「びわ活」とは

「びわ湖の日」（7月1日）から「世界湖沼の日」（8月27日）までを重点期間とした、琵琶湖を守る、琵琶湖と暮らす、琵琶湖と親しむといった琵琶湖に関わるさまざまな取組や活動をいう。

掲載ページ：<https://www.pref.shiga.lg.jp/biwakatsu/>

3 契約期間

令和8年（2026年）5月1日（金）から令和8年（2026年）10月30日（金）

4 業務の全体概要

上記2の目的を達成するための業務の全体概要を次に示す。また、業務の実施にあたっては、「びわ湖の日」や「びわ活」重点期間を意識した上で、スケジュール等の調整を行うこととする。

(1) 情報発信チームの募集・運営

「びわ湖の日」や、琵琶湖の価値および重要性を発信するための、若者を対象に活動を行うメンバーを募集し、ミーティング等の運営を通じて活動のフォローアップを行う。

(2) フィールドワークの企画・運営

上記メンバーが琵琶湖の価値や重要性について学び、環境のためにできることを考え、発信する機会を創出する。

(3) 著名人を活用した「びわ湖の日」PR音声の制作

琵琶湖の価値や重要性を発信するため、30秒のPR音声を作成する。

(4) 関係機関等との連絡・調整

5 業務の内容

受託者は、以下に掲げる業務を行う。なお、これらの業務の遂行において通常必要となる一般管理業務を含むものとする。

(1) 情報発信チームの募集・運営

ア メンバー募集

琵琶湖の価値や重要性を発信するため、若者を対象に活動を行うメンバーを募集すること。具体的な活動としては、(2)のフィールドワーク等に参加した様子をSNS等で発信するための動画や、SNS記事等を制作することを想定しており、効果的な募集方法や若者が参加したくなる広報等を企画・提案すること。

(ア) 対象：県内もしくは下流域（京都府、大阪府、兵庫県）に在住、在学、もしくは勤務している、高校生以上25歳以下の若者。

(イ) 人数：10名程度。

(ウ) チーム名：「NEXT BIWAKO CREATORS」

(エ) 募集時期：5月中旬～6月中旬頃

NEXT BIWAKO CREATORS とは

令和5年度から結成した、SNS等での情報発信に関心の高い県内外の若者を中心に、琵琶湖の魅力や環境保全に関する情報発信等に関わるプロジェクトチームのこと。

(オ) その他：

- ・ 募集に際しては、若者が参加したくなる効果的な広報の内容を企画・提案すること。
なお、募集については2回以上広告するものとする。
- ・ 募集に際して、新たな若者の参画機会創出の観点から、原則として過年度に本事業へ参加した者の再参加については、全体の2割程度を上限とする。また、参加者の選定にあたっては、多様な属性・関心を有する新規参加者の確保に努め、偏りのない構成となるよう配慮すること
- ・ 県内および県外（下流域）の若者への波及効果が見込めるよう、チームの編成、活動の進行管理等を実施すること。
- ・ メンバーに対し、取材・コンテンツ制作等について必要となる助言や進捗管理等の各種サポートを実施すること。

イ キックオフミーティングの実施

本事業の趣旨・目的の理解を促進し、琵琶湖を自分の生活のフィールドとして捉え、環境保全について考えることを目的としたキックオフミーティングを行うこと。

ウ SNS等による情報発信

- (ア) メンバーが制作したコンテンツが以下に反するものでないか内容を確認するとともに、取材対象者に対して内容の確認を行い、掲載の了承を得ること。

- ・政治活動を目的とするもの
- ・事業等の目的を著しく逸脱した商業的行為を目的とするもの
- ・宗教活動を目的とするもの
- ・不敬な言い方を含むもの
- ・人種、思想、信条等の差別、または差別を助長させるもの
- ・違法行為または違法行為を煽るもの
- ・著作権、肖像権、商標権等の第三者の権利を侵害するもの
- ・単なるうわさやうわさを助長させるもの
- ・わいせつな内容を含むもの
- ・その他公序良俗に反するもの

- (イ) SNS等の情報発信媒体を活用し、琵琶湖の魅力や環境保全のために自分たちができることを若者目線で発信するためのコンテンツを制作、若者自ら情報発信を行う。情報発信の媒体については、環境政策課の指定するSNSを活用する他、メンバーが保有するSNS等においても、コンテンツを投稿・シェアするなど、各自の協力を仰ぎながら実施すること。

目標値：コンテンツの制作数：メンバー1人につき、2コンテンツ以上

- (ウ) メンバーが制作したコンテンツを、受注者が運営する若者の嗜好や文化に合わせたWeb ページやSNS等で公開すること。

エ その他

- (ア) キックオフミーティングの様子を写真等で記録し、メンバーの意見等をまとめたレポートを制作すること。受注者はミーティング開催後の1週間以内に、実施結果をまとめたレポートを県に提出すること。

- (イ) 制作した動画やSNS記事等については、メンバーが保有するSNS等において投稿するほか、県環境政策課が保有するインスタグラムや、今後県が実施するイベント等においても活用することを想定している。

- (ウ) メンバーによる情報発信の成果（投稿記事の閲覧回数等）をまとめること。

(2) フィールドワークの企画・運営

ア 内容

琵琶湖や琵琶湖を取り巻く環境をテーマにした、学びと体験一体型のフィールドワーク（計2回）を開催すること。なお、学びと体験とは、単なる娯楽を目的としたフィールドワークではなく、講師による講座等の学習を加えた現地視察や体験活動を指す。

イ 実施箇所および回数

(ア) 県内2箇所（同地域の開催とならないよう留意すること）

(イ) 計2箇所

ウ 開催時期

(ア) 第1回フィールドワーク：令和8年7月中

(イ) 第2回フィールドワーク：令和8年8月中

エ 企画・運営

(ア) フィールドワークの企画および関係者の選定

- ・ 琵琶湖や琵琶湖を取り巻く環境をテーマにした、学びと体験一体型のフィールドワークを提案すること。
- ・ メンバーがコンテンツを制作することを目的とした取材の場を設けること。
- ・ 企画の趣旨に沿った講師を各1名以上選定し提案すること。

(イ) 打合せ・連絡調整等

- ・ フィールドワークの具体的な内容については契約締結後に県と協議して決定すること。また、今後のスケジュールを県に共有した上で進め方についても協議を行うこと。
- ・ 充実したフィールドワークとなるよう、講師を含め、関係者との事前打合せを実施すること。
- ・ 講師や参加者を含む関係者等との連絡調整を随時行うこと。

(ウ) メンバーへのサポート、旅行傷害保険の手配、講師謝金等

- ・ フィールドワークの開催に向けて、メンバーとの連絡調整やサポートを行うこと。
- ・ メンバーは、活動期間中における事故等に対応可能かつ、死亡・後遺障害、入院・通院をカバーする内容の旅行傷害保険に加入すること。
- ・ 必要に応じて、講師への謝金、交通費等の支払いを適宜行うこと。

(エ) 進行管理

- ・ 当日の進行管理、ファシリテーション、メンバーのフォローアップおよび会場設営を行うこと。

(オ) 実施レポートの制作

- ・ 受注者は、フィールドワーク開催後の1週間以内に、実施結果をまとめたレポートを制作し、県に提出すること。

(カ) メンバーへのアンケートの実施・とりまとめ

- ・ メンバーに対するアンケート調査を行い、集計・分析を行うこと。なお、アンケートの内容は、開催前に県のチェックを受けること。

目標値：琵琶湖のために行動するきっかけとなった回答割合：80%以上

オ その他

(ア) 環境政策課および関係する連携主体と十分な打合せを行い実施すること。また、実施にあたって環境政策課との協議の上、庁内関係所属や他団体が主催する事業との連携や共催で実施するこ

とも可能とする。

(イ) 荒天候で業務の実施が困難となる場合には、中止した業務の実施に要する価格に相当する代替事業の提案、見積書の再提出を行い、環境政策課との協議の上、可能な限り実施することとする。ただし、代替事業についても、必ず本事業の趣旨に合致した内容が含まれるよう提案すること。

(ウ) 代替事業を含め、事業を実施できなかった場合は、環境政策課と協議の上、当該事業にかかる費用を契約金額から減額する。

(3) 著名人を活用した「びわ湖の日」PR音声による県内外への発信

ア 内容

「びわ湖の日」ならびに「びわ活」を周知するため、30秒程度のPR音声を制作すること。また、具体的な使用場面の提案・調整を行うこと。なお、実際に使用するにあたっては、必要な音声編集を行うこと。

※県と包括的連携協定を締結している商業施設との調整など、県内外および多方面での発信のためには、県も協力を惜しまない。

イ 想定している主な使用場面

県内外の公共施設、商業施設、イベント、式典等。

なお、原則として使用期間は令和8年6月中旬から8月末までとする。

ウ その他

出演いただく著名人は事前調整により確定しており、出演に係る費用は320,000円（税抜）である。

(4) 関係機関との連絡・調整

本委託業務のスムーズな進行にあたり、必要に応じて、県庁各課や市町、関係団体との連絡・調整・協議を行うこと。

6 成果物および実績報告

本事業の成果物として以下を環境政策課へ提出すること。

(1) 成果物

ミーティングおよびフィールドワーク等の実施結果についてそれぞれまとめたレポート、メンバーに対するアンケート結果、コンテンツのデータ一式を、実施後すみやかに制作し提出すること。

(2) 実績報告書

業務完了後は速やかに一連の事業の実施内容等をまとめた実績報告書を提出すること。実績報告書内では、①琵琶湖の価値を県内外の人々へ広く発信する上での課題、②本事業を実施しての課題、③今後の具体的な事業提案等を取りまとめること。

(3) その他

本業務に関連するもので、滋賀県が指示する内容。

7 留意事項

(1) 一般事項

- ・ 業務内容の詳細は、環境政策課と受託者で協議の上決定する。また、業務の実施途中においても、受託者は県との連携を密にして事業を実施すること。
- ・ 環境政策課は業務期間中いつでもその進捗状況の報告を求めることができるものとする。
- ・ 受託者は、当該受託業務について業務責任者を置き、環境政策課との協議に出席させるものとする。また、業務を円滑に行うため、適切な人員の配置を行うものとする。なお、業務責任者については、本業務の終了まで主たる担当者として業務を行える者に限る。
- ・ 業務の遂行にあたっては、関係法令および適用基準等を遵守するものとする。
- ・ 本業務の履行に際し、制作に必要な素材は、受託者が取材することで調達し、使用する著作物については、肖像権、著作権、商標権その他諸権利を侵害しないよう、事前に許可や承認を得るなどの必要な手続きを行うこと。当該手続きに係る費用については委託費に含むものとする。また、これら知的財産権に関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを処理すること。
- ・ 本業務の遂行にあたり制作された成果物に関する著作権やデザインやイラスト等、業務で発生した権利は滋賀県に帰属するものとする。また、県が行う他の媒体等での活用できるよう著作者人格権を行使しないものとする。
- ・ その他、当該事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので、この仕様に定めのない事項が生じた場合およびこの仕様書に関し疑義が生じた場合は、環境政策課と協議し、その指示に従うこと。
- ・ 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
- ・ 受託者は、受託業務にかかる経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間これを保存するものとする。

(2) 秘密保護・個人情報保護

- ・ 受託者は、滋賀県個人情報保護条例および個人情報保護法等の関係法令を遵守するものとする。
- ・ 委託業務の遂行上知り得た秘密や個人情報を他に漏らし、または、その他の目的に利用してはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（業務の過程で得られた記録等を含む。）を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- ・ 委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は委託終了までに県に返却すること。

(3) 再委託

- ・ 受託者は、当該業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、受託者は、あらかじめ県に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること（以下「再委託」という。）ができる。
- ・ 受託者が、再委託を行う場合は、適正に管理監督を行う観点から、あらかじめ承認申請書を提出すること。承認申請書には、再委託の相手方の名称・所在地、再委託の業務範囲・期間、再委託の理由、再委託に係る契約金額等、承認における妥当性の判断に必要な事項の記載をすること。
- ・ 県は受託者に対して、再委託を承認した場合は、履行状況の把握および監督・検査に必要な事項の報告書の提出を請求することができる。
- ・ 再委託を行う場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任は受託者が負うものとする。